

## 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要について

### 1 制定の理由

中核市移行に伴い、児童福祉施設の設置認可に関する事務が移譲されることから、児童福祉法第 45 条に基づき、当該施設の設備及び運営に関する基準を定めるもの。

### 2 対象施設

助産施設、母子生活支援施設、保育所

### 3 条例の内容及び制定に当たっての取扱い

#### (1) 条例の内容

第 1 章 総則	趣旨、定義、基準の目的等、一般原則、非常災害、職員要件等、平等の原則、禁止事項等、衛生管理等、食事、健康診断、内部規程、帳簿、秘密保持、苦情対応		
	職員に関する基準	設備に関する基準	運営に関する基準
第 2 章 助産施設	各施設において配置すべき職員の職種・資格・員数 等	—	・入所対象となる妊産婦等
第 3 章 母子生活支援施設		・母子室等の設備の基準 ・保育所に準ずる設備の設置 等	・生活支援 ・自立支援計画の策定 ・業務の質の評価 ・関係機関との連携
第 4 章 保育所		乳児室や屋外遊戯場等における面積等の基準	・保育時間 ・保育の内容 ・保護者との連絡 ・業務の質の評価

#### (2) 制定に当たっての取扱い

- 現行の基準は、県条例によって規定されており、県条例は国基準と同じ内容となっている。
- 現状において、各施設の設備及び運営状況に支障がないと認められることから、中核市への円滑な移行が図られるよう、基本的に現行の基準を維持した内容とするが、一部、市独自の規定を追加するものとする。

### 4 市独自の規定内容

児童福祉施設と非常災害に係る条文について、次のとおり規定を追加する。

(児童福祉施設と非常災害)

**国・県の基準と同様に規定**

第7条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

**追加する市独自の規定**

3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

## 5 施行期日

平成29年1月1日